

令和6年度

財政援助団体等に対する監査結果報告書

高砂市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 令和7年12月25日

監査の対象 高砂市国際交流協会

第3 監査の範囲

令和6年度に高砂市から交付している高砂市国際交流協会運営事業等補助金及び高砂市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金について、「高砂市国際交流協会運営事業等補助金交付要綱」および「高砂市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金交付要綱」で定める補助対象事業の実施に必要な経費に係る出納、その他の事務の執行について監査を実施した。

第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体から市に提出された補助金交付申請書、補助金実績報告書及び補助対象事業に関する資料（財務関係資料、収支決算報告書等、関係帳簿及び証拠書類等）について、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、関係書類の検査を行った。

第5 監査の結果

今回の監査対象補助金は、高砂市における多文化共生の社会づくりと市民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、また高砂市に居住する外国人が生活上必要となる日本語を学ぶことができる体制を整備することを目的として、高砂市国際交流協会に交付されたものである。

監査の結果、予算の執行、収入、支出等についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。監査時に気づいた事項についてはその都度口頭で指示したところであるが、一部において検討すべき事項が見受けられたので、以下に記述する。

- 1 「高砂市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金」の実績報告書について、軽微な記載内容の不備が見受けられた。市担当課と協議し、適切な形に修正をされたい。

- 2 備品台帳を確認したところ、新規購入備品の内容については適切に記載されていたものの、廃棄した備品に関して、廃棄年月日等の内容が台帳に適切に反映されていないものが見受けられた。改めて備品の棚卸しを行い、現在の備品の状況と備品台帳の内容の整合を図るようにしていただきたい。
- 3 協会が所有する現金預金、基金、物品等の財産について確認したところ、財産目録が作成されていないことが確認された。会計規程に特段の定めはないものの、財務状況を確認する上で財産目録は重要な書類の1つである。適切な内容で作成し、整備されたい。
- 4 現金の入出金及び出納管理の状況を確認したところ、担当者が一人で手続き・管理を行っており、複数人によるチェックができていないことが判明した。また、入出金の流れを通帳、出納簿等で確認した際に、記載内容の疑義について職員に説明を求めたところ、証拠書類も含めて確認に時間を要することがあった。

事務局職員は2名であるため、一人あたりの担当業務が多くなり、結果として出納事務のすべてを担当者が一人で行っている、という事情も一定理解できるが、現金の取扱い及び出納管理においては、処理誤り等による事故防止の観点から厳格な管理を行うべきである。市担当課と相談しながら、複数人によるチェック体制を構築していただきたい。あわせて、出納簿等の帳簿類の確認・整理の頻度を上げ、帳簿類が常に正確な状態であるように努められたい。
- 5 補助金の精算による返納金について確認したところ、翌年度に繰越しを行い、市の出納整理期間中に返納している、という説明であったが、決算書上では返納金に関する記載が不十分であり、決算書の額と通帳残高との突合を行うにあたって齟齬が生じ、確認に時間を要することとなった。返納金の取扱いについて、「未払金」として市補助金の精算返納金がいくらある、という内容を決算書に付記した方が良いのではないかとご検討いただきたい。
- 6 高砂市国際交流協会のホームページについて、他市と比較して活用の度合いが低いのではないかとと思われる。ホームページの充実、メールやオンラインによる新規会員の勧誘など、ICT技術を使った事業の拡充も検討していただきたい。

近年、日本社会は急速な国際化と人口動態の変化という大きな潮流に直面しており、日本に在留する外国人の数は増加を続けている。2025年版「出入国在留管理」(白書、出入国在留管理庁)によると、2024年末時点の在留外国人数は376万8,977人であり、日本の総人口の3.04%を占める規模にまで拡大している。これは10年前と比較すると約1.7倍にも上る増加であり、特に2022年以降の増加が著しく、また国籍・地域も多様化してきている。このような中、政府は「外国人との共生社会」の実現に向けた意識醸成・理解促進を目的とした、異文化理解や共生のための啓発活動を全国的に展開するとともに、外国人住民の生活支援や地域における日本語教育の取り組みを重点事項として位置付け、強化してきている。

高砂市における外国人の人口動態においても、国と同様の状況となっており、2024年末時点の外国人登録人口は1,510人(市民窓口課調べ)、市内総人口に占める割合は1.75%となっており、10年前の2014年末の外国人登録人口1,033人、市内総人口に占める割合1.10%と比較すると、人口は1.46倍、総人口に占める割合は1.59倍と、増加の一途をたどっている。これに伴い、市内在住の外国人及びその児童生徒で、日常生活における支援や学校での学習支援が必要な人数も年々増加してきている。

一方で、近年アメリカ、ヨーロッパをはじめ我が国においても、自国民ファーストを掲げ、外国人排斥を訴える動きが加速しており、外国人コミュニティとの軋轢も報道されている状況にある。

高砂市国際交流協会は「国際交流についての理解と関心を高めるとともに、多文化共生の社会づくりと市民主体の国際交流活動を促進し、諸外国の人々との相互理解と協力関係を深め、高砂市民と外国人との交流、国際交流に関する普及啓発等の諸事業を行い、もって世界に開かれた心豊かな地域社会と国際社会の発展に寄与する」ことを目的として、2000年8月に設立された。上述したような状況のもと、同協会は市内在住の外国人との交流活動及び支援活動をはじめとする様々な事業を実施し、高砂市における国際交流の促進と普及啓発に貢献してきた。さらに、令和6年度には「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」も実施し、高砂市で暮らす外国人が、日常生活を送るうえで必要となる日本語能力を身に付け、円滑に意思疎通ができるようになるための取り組みも行った。このような取り組みは、市内在住の外国人が、市民として安心して暮らせる環境整備、ひいては多文化共生の社会づくりにつながったのではないかと考える。

コンビニエンスストアの店員、介護施設などにおける介護職員や大手企業の労働者など、日本社会において外国人労働者はもはやなくてはならない存在となってきている。今後、日本人の少子高齢化とともに日本社会の国際化と外国人の人口増加はますます進展していくと思われ、高砂市においてもそれは例外ではない。高砂市では、第5次高砂市総合計画において「個人が尊重し合い、安心して平和に暮らすまち」を政策に掲げ、その取組みとして「多文化共生社会の推進」を進めており、これは高砂市国際交流協会の目的とも合致している。市と連携をはかりながら、今後も「多文化共生の社会づくりと市民主体の国際交流活動の促進」に注力していただきたい。